

廿日市市地域包括支援センター個人情報保護方針

地域包括支援センターはつかいち西部
地域包括支援センターさいき
地域包括支援センターおおの

廿日市市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努める。

1 個人情報の取得・利用・提供

利用者の相談支援、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにあたり、円滑で効率的なサービスを提供するために、担当者及び各サービス事業者等の必要な範囲内で個人情報を取得、利用、提示する。また、利用者及びその家族の個人情報は、利用者の生命、身体の危険、財産の保護がある等の正当な理由がある場合を除いて同意を得ている関係者以外に漏らさない。

2 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん及び漏洩などに関する予防措置を講じる。万一の問題発生時には、速やかな是正対策を実施する。

3 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の手続き

当該本人等からの内容の開示・訂正・利用停止・消去を求められた場合には、速やかに調査の上、法令や規範、条例に基づき適切に対応する。

4 個人情報の保護に関する法令・規範の遵守

個人情報保護に関する法令、規範及び廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守する。

5 教育及び継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、センター職員の教育・研修を徹底し、個人情報の管理体制を継続的に見直し、必要に応じて改善する。

6 苦情・相談窓口

個人情報等に関する苦情・相談については、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

7 事故報告

職員は、委託先の事故も含め個人情報等の不正アクセスによる流出、紛失又は盗難、

誤送信、個人情報漏えい等の事故を発見した場合は、直ちに直属の上司等へ報告等を行わなければならない。

また、個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、速やかに関係機関への報告を行うものとする。

8 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報提供の管理について

個人情報は、施錠できる書庫等で管理し、認められたもの以外は複写や複製はしてはならない。

(2) 個人情報の持ち出しについて

個人情報が記録された資料や情報資産を持ち出す際には、台帳にて経過記録に持出と返却について管理する。ファイル持出しには、ファスナー付の鞆で個人情報が落ちないように持ち運ぶ。移動の際には、情報を置いたままにしないように細心の注意を払い、持ち帰った際にファイルがあることを確認する。

(3) 個人情報の第三者提供について

センターは、法令で認められている場合や生命・身体・財産保護のために緊急を要する場合など正当な理由がある場合を除き、利用者の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持について

業務に関して知り得た個人情報を、在職中及び退職後においても第三者に開示・漏えいしてはならない。

(5) 委託先からの回収

委託を終了する際に、資料等については業務完了後、すみやかに回収する。

附則

この方針は、令和7年4月1日より施行する。